

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		受給資格の登録の認定及び受給資格証の交付 新座市子ども医療費支給に関する条例 (受給者の登録) 第6条 医療費の支給を受けようとする保護者は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して、子ども医療費受給資格の登録を受けなければならない。 2 市長は、前項の申請に基づき、この条例に定める子ども医療費の支給対象と認定したときは、申請者に受給資格証を交付しなければならない。 3 [略] 新座市子ども医療費支給に関する条例施行規則 (受給資格証の交付等) 第4条 条例第6条第1項の規定により登録した者(以下「受給資格者」という。)に対し、子ども医療費受給資格証(別記様式)を交付するものとする。 2～4 [略]
所管部課係名		子ども未来部子ども給付課給付係
審査基準	関係条項	新座市子ども医療費支給に関する条例 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 「子ども」とは、保護者の被扶養者で、市内に住所を有し満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。ただし、婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。 (2) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、市内に住所を有し子どもを現に監護する主たる生計維持者をいう。 (3)・(4) [略] (支給対象) 第3条 この条例に定める医療費の支給の対象とする者は、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子ども(以下「対象の子ども」という。)の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の保護者を除く。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者 (3) 法令による措置により児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他の施設等に入所し

		た者であつて、当該法令に基づきその者に係る国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者その他これに準じる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体において負担しているもの (4) 新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例（昭和５８年新座市条例第２号）に基づく医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者 (5) 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成４年新座市条例第１９号）に基づく医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者 (6) 他の地方公共団体が実施する医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者 ２ 前項本文の規定にかかわらず、対象のこどもがその主たる生計維持者である親権を行う者、未成年後見人その他の者と同居していない場合であつて市長が必要と認めるときは、当該対象のこどもと同居し、現に監護する親権を行う者、未成年後見人その他の者を保護者とみなし、この条例に定める医療費の支給の対象とすることができる。 新座市こども医療費支給に関する条例施行規則 （社会保険各法） 第２条 条例第２条に規定する規則で定める社会保険各法は、次の各号に掲げる法律とする。 (1) 健康保険法（大正１１年法律第７０号） (2) 船員保険法（昭和１４年法律第７３号） (3) 私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号） (4) 国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号） (5) 地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号） （受給資格登録申請書） 第３条 条例第６条第１項に規定する規則で定める受給資格登録申請書は、こども医療費受給資格登録申請書とする。 （受給資格証の交付等） 第４条 条例第６条第１項の規定により登録した者（以下「受給資格者」という。）に対し、こども医療費受給資格証（別記様式）を交付するものとする。 ２ 条例第６条第２項の規定による認定を行わないときは、こども医療費受給資格登録申請却下通知書により同条第１項の申請書を提出した者に通知するものとする。 ３ [略] ４ こども医療費受給資格証の始期は、前条の申請書を提出した日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日とする。
--	--	--

		(1) 条例第3条第1項の対象のこどもの出生、転入その他同条に規定する受給資格を得るに至った日の翌日から起算して15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に前条の申請書を提出したとき 出生、転入その他受給資格を得るに至った日 (2) 災害その他やむを得ない理由により、前条の申請書を提出することができなかつた場合において、当該やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請書を提出したとき やむを得ない理由により申請書を提出することができなくなつた日
	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 （条例及び規則で明確に規定されているため）
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（令和6年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）